

岩手県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成21年岩手県告示第51号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市及び奥州市
- 2 実施した期間 平成20年12月19日から平成21年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（精密地形調査）